

会 務 月 報

第448号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和2年6月通常理事会議事概要（Web会議）

1. 日 時 令和2年6月4日（木）
13：30～15：50
2. 場 所 日事連会議室
以下の役員は、Webにより出席した。
岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、戸田和孝、
庄司雅美、濱本泰久、南 孝雄、大谷秀逸、
小河節郎、栗田政明、佐野吉彦、鈴木勇人、
瀧本裕之、富田 裕、宮原浩輔、八島英孝、
渡邊 武、井島 均、木下賀之
3. 理事会構成者総数、定足数及び出席者数
理事会構成者総数32名、定足数17名、
出席者数21名
なお、Web会議システムについて、全出席者
間で音声及び映像が双方向で伝わる環境となっ
ていることを、事務局が会議開始直前に確認した。
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 佐々木宏幸
副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、児玉耕二、
戸田和孝
専務理事 居谷献弥
常任理事 庄司雅美、白井 勇、濱本泰久、南 孝雄
理 事 大谷秀逸、小河節郎、栗田政明、佐野吉彦、
鈴木勇人、瀧本裕之、富田 裕、宮原浩輔、
八島英孝、渡邊 武

監 事 井島 均、木下賀之
事 務 局 前田、鈴木、千浜、伊東、吉田

欠席者

副 会 長 伊藤光洋
常任理事 植村吉延、西川英治
理 事 秋野卓生、石崎和志、井上勝徳、川元 茂、
栗原信幸、田辺正義、舟幡 健、吉田 敏

5. 議 事

- (1) 議長の選任
佐々木宏幸会長が議長に選任された。
- (2) 議事録署名人の確認
定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の
者であることが確認された。
佐々木宏幸会長、井島均監事、木下賀之監事
- (3) 議決事項
 - 1) 第68回定時総会議題の承認の件
 - ①令和元年度事業報告
白井総務・財務委員長、庄司教育・情報委員長、栗田
業務・技術副委員長、南広報・障害委員長、濱本指導運
営委員長及び居谷専務理事より、資料1のうち報告事項
1の令和元年度事業報告について、会議報告、事業概要、
総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指
導運営、基本問題検討、法制度対応、災害対策、景観・
まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力、
会員動静、指定事務所登録機関登録状況、青年部会等設
置状況及び機構に関するそれぞれの内容の説明がなされ
た。
なお、この報告は一般社団・財団法人法第91条第
2項、定款第26条第8項に規定する理事の職務の執
行状況を兼ねるものである旨、事務局より報告がなさ
れた。
 - ②令和元年度決算承認の件
居谷専務理事より、資料1のうち第1号議案に該当す
る一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和

元年度決算案について説明がなされた。

続いて、井島均監事より、令和元年度決算について監査報告がなされた。

③役員選任の件

居谷専務理事より、資料1のうち第2号議案に該当する役員選任について説明がなされた。

議長より、以上の3つの議題について諮ったところ、第68回定時総会の報告事項及び議案とすることを承認した。

2) 令和2年度収支予算の変更の承認の件

居谷専務理事より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

国の令和2年度住宅・建築物環境対策事業費補助金事業「小規模非住宅省エネ関係講習会」を実施するための補助金を受けることに伴う科目の設定及び関係支出科目の所要の補正を行いたい。具体的には、一般会計の事業活動収入に「国庫補助金収入」科目を設定、事業活動支出①事業費支出の講演講習会費支出、広報費支出、委員会費支出及び給料手当支出の増額並びに前期繰越収支差額の補正である。

議長より、令和2年度収支予算の変更について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

3) 第68回定時総会等のスケジュール及び運営の承認の件

事務局より、6月24日に銀座東武ホテルで行う第68回定時総会及び第133回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した運営等について、資料3によって説明がなされた。

議長より、第68回定時総会等のスケジュール及び運営について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 福井大会の中止・延期についての承認の件

木下監事及び事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、10月の福井大会開催を危惧する声が主管会である福井会及び複数の単位会から挙がったことを受け、5月の正副会長会に福井

会木下会長が出席し開催の可否について協議した。その議論を踏まえ常任理事会で検討した結果、今年度の全国大会は中止し、来年度は熊本会が会場を押さえて準備を進めているため、福井大会は令和4年度以降に延期する方針とした。

議長より、今年度の全国大会の中止及び福井大会の令和4年度以降への延期について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

5) 令和4年度予定全国大会（中四国ブロック）主管会の承認の件

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

令和4年度の全国大会開催の順番に当たる中四国ブロック協議会より、「鳥取・島根共同大会として鳥取会・島根会の共催で開催、主管会は主会場（鳥取県米子市）所在地の鳥取会を代表主管会として推薦する」との文書が提出された。鳥取会・島根会の共催を希望されているが、主催は日事連、単位会は主管会であるため、原理的に2つの単位会の共催とはならない。常任理事会では、2会が協力することは容認したが、2会とも実施済みとするか否かはブロック内の問題だとし、鳥取会を主管会とすることとした。

議長より、令和4年度開催予定の全国大会主管会を鳥取会とすることについて諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 会員増強単位会表彰の承認の件

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

正副会長及び総務・財務委員長で構成する会員増強単位会表彰審査委員会で、令和元年度の各単位会の会員増加率及び増加数が首位であった三重会及び国土交通省より強制加入の目安と言われた加入率30%を唯一超え、過去に表彰されていない佐賀会を表彰対象としたい。

議長より、三重会及び佐賀会を会員増強単位会表彰の対象とすることについて諮ったところ、異議なく、これを承認した。

7) 令和2年度建築士事務所キャンペーンの実施の承認の件

南広報・渉外委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

実施要項及び開催要項は概ね前年度と同じ内容となっているが、国土交通省へ後援名義使用について申請をするにあたり、①開催日及び会場が確定していること並びに②日事連と単位会の主催で実施すること、が使用許可の条件となったため、使用の有無を問わずキャンペーン実施予定の単位会を全て申請していたものを、希望する単位会のみ申請することとした。なお、今年度もキャンペーン事業の実施経費として、各単位会に上限10万円を助成したい。

以下の趣旨の発言がなされた。

佐野理事－開催時期の10月から11月は新型コロナウイルス感染症対策のため、実施できるか微妙である。従来の人を集めるやり方に代わり、創意工夫ができそうに思う。例えばパンフレットを作成し学校等に配布するあるいはWebを活用する等、今年ならではの工夫を認めて実施してもらってはいいかか。単位会の工夫を期待したい。

南広報・渉外委員長－佐野理事が指摘するように10月から11月に実施できるか分からないが、キャンペーンは重要な活動であるから、どの様なやり方があるか各単位会と相談したい。

議長より、コロナ対策本部からこの件について意見が出るかもしれないことも加味した上で、令和2年度建築士事務所キャンペーンの実施要項について諮ったところ、異議なく、原案のとおり承認した。

(4) 報告事項

1) 会員増強に関するアンケートについて

白井会員増強検討WG主査より、構成員数及び加入率等の推移、単位会の取組み事例及び課題並びに日事連へ期待する事項等について資料8によって報告がなされ、今後の日事連及び単位会の会員増強に対する取組みの参考にしてもらいたいとの発言がなされた。

2) 新型コロナウイルス感染症対応の経緯

佐々木会長より資料9によって、2月下旬以降の新型コロナウイルス感染症への対応経緯及び国土交通省官庁営繕部長宛てに提出した建築三会による要望書について説明がなされた。

続いて佐野災害対策特別委員長より、次の趣旨の発言がなされた。

2月に開催した委員会で新型コロナウイルス感染症の影響が出かぬないとの議論をしていたので、感染拡大の兆しが見え始めた3月下旬には、日事連として施策を打てるように提言すべきと論点を整理し、会長に進言した。これを受けて、会長の指示により総務・財務委員会と災害対策特別委員会の合同委員会が開催された。その成果として、三会の共同要望、会長メッセージ及び対策本部の設置に繋がった。この新型コロナウイルス感染症の影響は、短期的には大変厳しいが、中長期的にも様々な形で影響が及びかねないので、合同委員会で論点を整理し、単位会向けに実施したアンケートを深堀りしているところである。今般、会議だけでなく、リモートを利用した講習・研修等も実施可能と手応えを掴んでもらえたことが、コロナ禍の中での前向きな成果ではないか。

3) 新型コロナウイルス感染症対策のための災害対策本部の設置について

佐々木会長より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

5月27日の常任理事会前に開催予定であった正副会長会を5月15日に前倒しし、新型コロナウイルス感染症による会員への救済支援及び単位会の業務支援の緊急対策の検討・実施のため、会長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を、即日設置することとした。本部員には、副会長6名、災害対策特別委員長及び専務理事が就任した。ただし、役員改選後は、新メンバーに交代する。設置期間は事態が収束するまでであるが、年度内を想定している。

4) 重要事項説明のITを活用した社会実験の実施について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がな

された。

建築士法第24条の7第1項において、「重要事項説明」については、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきたが、国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、当面の暫定的な措置として、テレビ会議等のITを活用して説明（IT重説）を行った場合についても、建築士法同項の規定に基づく説明として扱うこととした。また、やむを得ない事情がある場合には、重要事項説明を事前に録画したメディアを送付し、質疑に関しては電話等で対応するなどの柔軟な対応についても、事態に鑑み同項の規定に基づく説明として扱って差し支えないこととした。国土交通省において、中長期的なIT重説のあり方については、今後社会実験の実施及びその結果を検証等して制度化を進めるとのことである。本会としても、その制度化に向けては重要な責任を担う部分があるので、改めて実施要項を決めた上で、構成員に参加を募り検証を進めたい。

5) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料12によって令和2年2月から4月の各月の構成員及び賠償責任保険の加入数等の報告がなされた。

6) その他

以下の趣旨の発言がなされた。

富田理事—建築士法改正関連として、建築士事務所登録をしていなくても下請け事務所が登録していれば問題ないと主張されている事案がある。無登録事務所が下請け事務所を使って設計業務を行うことは、建前として認められないということを知周する必要がある。地方行政のレベルでは、認知されていないと感じている。

居谷専務理事—建前でなく、無登録事務所が業として建築設計を行うことは元々できないと認識しており、異なった解釈があり得るとは考えていない。無登録業者が建築設計者として名義を借りて出しても、行政は受け取らないはず。

富田理事—元請けとして業務委託契約をしながら、確認申請の段階では下請けの事務所だけでやっているという事案である。

また、建設業者が建設許可を得ているかどうかは、国土交通省のホームページで検索できるが、建築士事務所登録はネットで検索できるレベルになっていないので、その様な整備がなされればと感じている。

佐々木会長—担当委員会に報告する。

<配付資料>

資料1：第68回定時総会報告事項及び決議事項案

資料2：令和2年度収支予算の変更について

資料3：第68回定時総会及び第133回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び運営について

資料4：福井大会の中止・延期について

資料5：中四国ブロック協議会からの令和4年度建築士事務所全国大会主管会回答

資料6：会員増強単位会表彰について

資料7：令和2年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項

資料8：会員増強活動に関するアンケート2019の取りまとめ

資料9：これまでの新型コロナウイルス感染症対応の経緯他

資料10：新型コロナウイルス感染症対策のための災害対策本部の設置について

資料11：ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について

資料12：会員・構成員異動報告等

■第133回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 日 時 | 令和2年6月24日（水） |
| | 13:00～14:30 |
| 2. 場 所 | 銀座東武ホテル 3階 龍田 |
| 3. 会議の構成者数及び出席者数 | |
| 構成者数 | 単位会会長46名 |
| 出席者数 | 46名（うち、表決委任状提出1単位会及び |

書面表決書提出29単位会)

○表決委任を受けた者の氏名 富山会 堂田重明

○書面表決した者の氏名

青森会 加藤 彰、岩手会 佐々木章、
宮城会 高橋清秋、秋田会 村田良太、
山形会 藤原 薫、福島会 渡邊 武、
群馬会 石井繁紀、千葉会 金子康男、
新潟会 坂本忠志、長野会 土屋長命、
山梨会 藤田義治、静岡会 井上 泉、
愛知会 松岡由紀夫、三重会 相原清安、
滋賀会 大村 修、奈良会 福本保治、
和歌山会 尾添信行、鳥取会 霜村将博、
島根会 矢野敏明、広島会 衣笠准一、
徳島会 松村史朗、香川会 中村賢治、
高知会 西森敬祐、福岡会 岩本茂美、
佐賀会 内田 要、長崎会 三好定和、
宮崎会 福澤幸雄、鹿児島会 古川 稔、
沖縄会 武岡光明

4. 出席者の氏名

正会員

北海道会・庄司雅美 青森会・加藤 彰
岩手会・佐々木章 宮城会・高橋清秋
秋田会・村田良太 山形会・藤原 薫
福島会・渡邊 武 茨城会・舟幡 健
栃木会・佐々木宏幸 群馬会・石井繁紀
埼玉会・栗田政明 千葉会・金子康男
東京会・児玉耕二 神奈川会・白井 勇
新潟会・坂本忠志 長野会・土屋長命
山梨会・藤田義治 富山会・藤井 均
石川会・小林正澄 福井会・木下賀之
静岡会・井上 泉 愛知会・松岡由紀夫
三重会・相原清安 滋賀会・大村 修
京都会・上野浩也 大阪会・戸田和孝
兵庫会・柏本 保 奈良会・福本保治

和歌山会・尾添信行 鳥取会・霜村将博
島根会・矢野敏明 岡山会・丸川眞太郎
広島会・衣笠准一 山口会・伊藤光洋
徳島会・松村史朗 香川会・中村賢治
愛媛会・濱本泰久 高知会・西森敬祐
福岡会・岩本茂美 佐賀会・内田 要
長崎会・三好定和 熊本会・南 孝雄
大分会・仲摩和雄 宮崎会・福澤幸雄
鹿児島会・古川 稔 沖縄会・武岡光明

日事連役員

専務理事 居谷献弥

理事 佐野吉彦

事務局

前田、千浜、伊東、鈴木

5. 挨拶

佐々木宏幸会長より、以下の趣旨の挨拶があった。

新型コロナウイルス感染症対応として、総務・財務委員会と災害対策特別委員会の合同会議を実施し、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。また、公共建築工事の計画どおりの推進等、建築設計三会からの国への要望に対するフォローアップを迅速に対応していきたい。

役員改選後の新体制のもと、建築士事務所の経営・運営を安定させる対策を中心に検討実施することとなるが、引き続き単位会にご協力を願いたい。

6. 単位会新会長紹介

司会者より、前回令和元年12月5日の全国会長会議以降の単位会会長の異動(会場出席者のみ)について、以下の新会長の紹介があった。

石川会・小林正澄会長

7. 議長・副議長の選任

司会者より、議長及び副議長の選任について諮ったところ、議長に児玉耕二東京会会長が、副議長に戸田和孝大阪会会長が選任された。

8. 議事録署名人の選任

議長より、議事録署名人の選任について諮ったところ、議長に一任され、児玉耕二議長、佐々木宏幸栃木会会長及び伊藤光洋山口会会長を議事録署名人に選任した。

9. 報告事項

1) 財政、会員増強及び働き方改革に関するアンケートについて

白井勇総務・財務委員長より、資料1から資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会では、財政検討に資するべく、単位会を対象に財務に関するアンケートを実施した。アンケート結果をとりまとめ、単位会別に赤字と黒字の主な要因並びに赤字の場合の補填方法等について一覧とした。財政検討に関するロードマップは、以前より各ブロック協議会及び全国会長会議で指摘されている会費や会誌の発行方法の他、日事連の活動に関する検証・検討を進めるにあたり、検討が必要と思われる項目とスケジュールを示したものである。昨年12月の全国会長会議にも提出したが、令和3年度の予算に反映すべく今後検討を行ってきたい。

会員増強検討WGでは、単位会における会員増強活動の実施状況等に関するアンケートを実施した。アンケート結果をとりまとめ、会員増強への単位会の認識、取組み等の現状と課題の他、会員増強に結びつかない要因と日事連への要望についても単位会別に示した。今後の日事連の方針策定に活用すべき内容であるとする。

建築士事務所の業務環境改善WGでは、働き方改革に関するアンケートを会員事務所を対象にWebで実施し、974件の回答があり、調査報告書としてとりまとめた。新型コロナウイルス感染症の影響により、建築士事務所の仕事の進め方が大きく変化してきていることもあり、その実態を今後調査する必要があると考える。

2) 各ブロック協議会、単位会からの要望事項に対する活動内容について

佐々木宏幸会長より、資料4によって、日事連の各ブロック協議会及び全国会長会議からの指摘・要望等に関する対応について説明がなされた。

2年前に会長に就任してから各ブロック及び単位会等から、日事連の財政や活動、折々の建築界の諸問題等に関して指摘や要望等が寄せられ、日事連としてその都度対応し回答してきたが、建築士事務所登録等手数料の見直し及び設計等業務に関する報告書の事務処理委託料の計上をはじめ、今後具体的検討が必要な事項もある。

また、新型コロナウイルス感染症による多大な影響を会員事務所、単位会及び日事連共々被るので、その影響を十分考慮し取り組んで行かなければならない。

10. 協議事項

1) 第68回定時総会議題について

①令和元年度事業報告について

居谷献弥専務理事及び各常置委員会委員長より、第68回定時総会議案書に基づき、令和元年度事業報告の説明がなされた。

②令和元年度決算案について

居谷献弥専務理事より、第68回定時総会議案書に基づき、第1号議案に該当する一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和元年度決算案の各項目内容について説明がなされた。

③役員選任について

居谷献弥専務理事より、第68回定時総会議案書に基づき、第2号議案に該当する役員を選任について説明がなされた。

2) 新型コロナウイルス感染症対応について

佐々木宏幸会長及び佐野吉彦災害対策特別委員長より、資料5によって、新型コロナウイルス感染症に対する日事連の考え方・対策について次のとおり説明がなされた。

新型コロナウイルス感染症対応として、総務・財務委員会と災害対策特別委員会の合同会議を実施し、実態に即して要望事項をとりまとめ、会員への救済支援及び単位会への業務支援の緊急対策の検討・実施のため、会長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

次のとおり質疑等がなされた。

(兵庫会・柏本保会長)

・単位会が行った会員サービスの維持等に対し、日事連が金銭的な支援を行うとなっているが、具体的に説明してほしい。
→現時点では、金銭的な支援方法等については具体的に決まっていなため、単位会よりどのように申請してもらうかを含めて検討していく。

(埼玉会・栗田政明会長)

・今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、単位会の会費収入や事業収入が大幅に減少している。これに対し日事連はどのように対応していくのか。この件については、積極的に動いてもらいたい。

→国へのフォローアップをしていくとともに、日事連及び単位会が連携して考えていく必要がある。

<配付資料>

資料1：単位会の財務に関するアンケートのまとめ

参考：日事連単位会・会費調査集計表

資料2：会員増強活動に関するアンケート2019の最終報告

資料3：働き方改革に関する調査報告書

資料4：日事連の各ブロック、全国会長会議からの指摘、要望等に関しての対応まとめ

資料5：新型コロナウイルス感染症に対する日事連の考え方・対策

第68回定時総会議案書

■第68回定時総会議事概要

1. 日 時 令和2年6月24日(水)

14:40~15:07

2. 場 所 東京都中央区銀座6-14-10

銀座東武ホテル 3階「龍田」

3. 総会構成者総数、定足数及び出席者数

総会構成者総数 46人

定足数 24人

出席者数 46人(うち、表決委任状提出1単位会及び書面表決書提出29単位会)

○表決委任を受けた者の氏名

富山会 堂田重明

○書面表決した者の氏名

青森会 加藤 彰、岩手会 佐々木章、

宮城会 高橋清秋、秋田会 村田良太、

山形会 藤原 薫、福島会 渡邊 武、

群馬会 石井繁紀、千葉会 金子康男、

新潟会 坂本忠志、長野会 土屋長命、

山梨会 藤田義治、静岡会 井上 泉、

愛知会 松岡由紀夫、三重会 相原清安、

滋賀会 大村 修、奈良会 福本保治、

和歌山会 尾添信行、鳥取会 霜村将博、

島根会 矢野敏明、広島会 衣笠准一、

徳島会 松村史朗、香川会 中村賢治、

高知会 西森敬祐、福岡会 岩本茂美、

佐賀会 内田 要、長崎会 三好定和、

宮崎会 福澤幸雄、鹿児島会 古川 稔、

沖縄会 武岡光明

4. 出席者の氏名

(1) 正会員・指定代表者の氏名

北海道会・庄司雅美 青森会・加藤 彰

岩手会・佐々木章 宮城会・高橋清秋

秋田会・村田良太 山形会・藤原 薫

福島会・渡邊 武 茨城会・舟幡 健

栃木会・佐々木宏幸 群馬会・石井繁紀

埼玉会・栗田政明 千葉会・金子康男

東京会・児玉耕二 神奈川会・白井 勇

新潟会・坂本忠志 長野会・土屋長命

山梨会・藤田義治 富山会・藤井 均

石川会・小林正澄 福井会・木下賀之

静岡会・井上 泉 愛知会・松岡由紀夫

三重会・相原清安 滋賀会・大村 修

京都会・上野浩也 大阪会・戸田和孝

兵庫県・柏本 保 奈良会・福本保治

和歌山会・尾添信行 鳥取会・霜村将博
島根会・矢野敏明 岡山会・丸川眞太郎
広島会・衣笠准一 山口会・伊藤光洋
徳島会・松村史朗 香川会・中村賢治
愛媛会・濱本泰久 高知会・西森敬祐
福岡会・岩本茂美 佐賀会・内田 要
長崎会・三好定和 熊本会・南 孝雄
大分会・仲摩和雄 宮崎会・福澤幸雄
鹿児島会・古川 稔 沖縄会・武岡光明

(2) 役員

専務理事 居谷献弥

理事 井上勝徳、栗原信幸、佐野吉彦

5. 司会 事務局長 前田敏明

6. 会議の成立

司会者より、正会員46単体会全単体会(書面表決書提出者を含む)が出席し、定款第19条の定足数を満たしており、会議が成立している旨報告がなされた。

7. 議長及び副議長の選出

司会者より、議長及び副議長の選出について諮ったところ、拍手多数により次の者が選出された。

議長 伊藤光洋山口会会長

副議長 戸田和孝大阪会会長

8. 議事録署名人の選任

議長より、議事録署名人の選任について諮ったところ、拍手多数により、議長・伊藤光洋、佐々木宏幸栃木会会長及び児玉耕二東京会会長が選任された。

9. 議 事

(1) 報告事項1 令和元年度事業報告

居谷献弥専務理事より、第68回定時総会議案書(以下「議案書」という。)の3ページから32ページの内容について報告がなされた。

(2) 第1号議案 令和元年度決算承認の件

居谷献弥専務理事より、議案書の33ページから41ページの内容の説明及び提案がなされた。続いて、木下賀之監事

より、議案書42ページに記載のとおり監査報告がなされた。

議長より第1号議案の承認について採決したところ、異議なく、議案書のとおり承認した。

(3) 第2号議案 役員選任の件

居谷献弥専務理事より、議案書43ページの令和2・3年度の理事候補者35名及び監事候補者2名について説明及び提案がなされ、議長より、役員選任案について採決したところ、異議なく、令和2・3年度の役員を次のとおり選任した。

- 1) 理 事 相原清安、伊藤公績、岩本茂美、上野浩也、内田 要、柏本 保、加藤 彰、金子康男、木下賀之、栗田政明、児玉耕二、小林正澄、坂本忠志、佐々木宏幸、霜村将博、庄司雅美、白井 勇、戸田和孝、西森敬祐、藤原 薫、舟幡 健、丸川眞太郎、南 孝雄、村田良太、佐野吉彦、富樫 亮、仲摩和雄、本澤 崇、宮原浩輔、石崎和志、井上勝徳、川元 茂、瀧本裕之、浜田 優、居谷献弥
- 2) 監 事 栗原信幸、三好定和

議長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べた。

■令和2年6月臨時理事会議事概要

1. 日 時 令和2年6月24日(水)

15:10~15:19

2. 場 所 銀座東武ホテル2階「芙蓉」

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 35名

出席者数 22名

欠席者数 13名

4. 出席者及び欠席者の氏名

(1)出席者

理 事 伊藤公績、井上勝徳、上野浩也、柏本 保、木下賀之、栗田政明、児玉耕二、小林正澄、

佐々木宏幸、佐野吉彦、庄司雅美、白井 勇、
富樫 亮、戸田和孝、仲摩和雄、浜田 優、
舟幡 健、本澤 崇、丸川眞太郎、南 孝雄、
宮原浩輔、居谷献弥

監 事 栗原信幸

事務局 前田（司会）、千浜、伊東、鈴木

(2) 欠席者

理 事 相原清安、石崎和志、岩本茂美、内田 要、
加藤 彰、金子康男、川元 茂、坂本忠志、
霜村将博、瀧本裕之、西森敬祐、藤原 薫、
村田良太

監 事 三好定和

5. 会議の成立

司会者より、理事会構成理事35名中22名が出席し、過半数の出席となっているので、定款第41条の定足数を満たしており、会議が成立している旨報告がなされた。

6. 仮議長の選任

司会者より、定款第40条で「理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる」と規定されているが、会長及び副会長が選任されていないため、仮議長の選任について諮ったところ、司会者に一任され、仮議長に戸田和孝理事が選任された。

7. 議事録署名人の選任

仮議長より、定款第45条第2項の議事録署名人の規定が読み上げられ、次の者を議事録署名人に選任した。

戸田和孝仮議長、栗原信幸監事、互選された会長

8. 議 事

(1) 会長の互選について

仮議長より、会長の互選について諮ったところ、白井勇理事より会長候補者の提案があった。

仮議長より同提案について諮ったところ、理事全員の一致をもって、児玉耕二理事を会長に選出した。

なお、被選出者は、席上その就任を承諾した。

(2) 議長就任

会長が選出されたことにより、定款第40条に基づき、

議長を、仮議長の戸田和孝理事から児玉耕二会長に交替した。

(3) 副会長、専務理事及び常任理事の互選について

議長より、令和2・3年度の副会長、専務理事及び常任理事の互選人数について、副会長6名、専務理事1名及び常任理事6名とすることについて諮ったところ、一同これを承認した。

続いて議長より、互選の方法について意見を求めたところ、白井勇理事より選任案を示すよう提案があった。議長より同提案について諮ったところ、一同これを承認した。

議長より、選任案を示し諮ったところ、次のとおり満場一致で選任した。

副 会 長 庄司雅美理事、白井勇理事、
木下賀之理事、戸田和孝理事、
丸川眞太郎理事、岩本茂美理事
専務理事 居谷献弥理事
常任理事 藤原薫理事、舟幡健理事、
小林正澄理事、上野浩也理事、
霜村将博理事、南孝雄理事

■第6回教育・情報委員会議事概要（Web会議）

日 時 令和2年4月28日（火）

13:40～15:35

場 所 日事連会議室（事務局）

委員事務所（坂本委員）

所属単位会事務局（上記以外の委員、担当副会長）

出 席 者

委 員 長 庄司雅美

副委員長 舟幡 健

委 員 赤坂忠美、山崎良知、石井好治、寺前則彦、
坂本拓三、内田信介

担当副会長 堂田重明

事 務 局 居谷、前田、鈴木、東小川

配付資料

参考	【議事概要】第5回教育・情報委員会
資料1	新型コロナウイルス感染症対策に伴う法定講習の対応
資料1-1	法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施状況等について
資料1-2-1	令和元年度「管理建築士講習」実施結果
資料1-2-2	令和元年度「建築士定期講習」実施結果
資料1-3-1	令和2年度「管理建築士講習」実施計画
資料1-3-2	令和2年度「建築士定期講習」実施計画
資料2-1	令和元年度「管理研修会」実施計画
資料2-2	国土交通省への管理研修会の受講の促進に関する要望書
資料3	特定建築物の定期調査に関する単位会のアンケート調査結果について
資料4	「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」実施結果
資料5	令和元年度教育・情報に関する事業報告(案)
議事	

1. 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)について

○事務局から新型コロナウイルス感染症対策に伴う法定講習の対応について報告した。(資料1)

- ・国交省からの要請を受け、(公財)建築技術教育普及センター(以下、建築教育センター)では3月～5月の定期講習をすべて中止した。管理建築士講習は、急を要する受講者がいることを前提に実施。単位会では受講予定者に中止の連絡をし、会場変更などの手続きを行った。また、定員の削減、会場変更、追加講習などの対応に迫られている。
- ・6月の講習については、ゴールデンウィーク明けに国交省から通知が出る予定。

(1) 令和元年度の実施結果

○事務局から法定講習の実施状況等について以下のとおり報告した。(資料1-1, 1-2-1, 1-2-2)

- ・管理建築士講習は、73会場1,061名が受講、建築

教育センター直轄の臨時講習では14会場259名が受講し、合計受講者数は1,320名であった。今まで実施していなかった奈良会や徳島会での開催もあり、昨年度と比べて事務所協会の受講者数が約100名増えた。

- ・建築士定期講習は、事務所協会全体で135会場9,215名の受講があった(うち18会場は3月開催のため中止)。インセンティブ比率は83.3%に落ち込んだ。

(2) 令和2年度の実施計画

○事務局から法定講習の実施計画等について以下のとおり報告した。(資料1-3-1, 1-3-2)

- ・管理建築士講習は、73会場・定員1,506名、建築教育センターでは第1期に2会場・定員60名の計画となっている(うち1会場はDVD撮影を伴うため中止)。長崎会が開催を見合わせ。

- ・建築士定期講習は、事務所協会では159会場・定員13,242名、士会では233会場・定員18,768名、合計365会場・定員32,010名の計画があがっている。しかし、5月開催の16会場・定員約1,700名の講習会がすでに中止となった。

2. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」について

(1) 令和元年度の実施結果

○事務局から管理研修会の実施結果等について以下のとおり報告した。(資料2-1)

- ・コロナウイルス対応は法定講習に合わせることにし、本会としては3月の開催を控えるよう要請し、最終的な判断は単位会に任せた。
- ・40単位会57会場で2,841名が受講した(うち3会場が中止)。会員種別は会員が24.5%、非会員が75.5%。CPDの申請者数は合計597名(受講者の21%)。前年度に比べ、552名も受講者が減少し

た。

(2) 要望書について

○事務局から要望書について以下のとおり報告した。(資料2-2)

- ・居谷専務 要望書を提出した後、具体的にどう対応するかを国交省と相談しなくてはならないが、現在はコロナ対応等で忙しいため、時機を待ちたいとの報告があった。

3. 特定建築物の定期調査に関する単位会のアンケート調査結果について

○事務局から特定建築物の定期調査に関する単位会のアンケート調査結果について報告した。(資料3)

○委員等からは以下のとおり意見等があった。

- ・庄司委員長 調査以外の委託について、都道府県に働きかけている単位会はないか。
- ・赤坂委員 事務手続の委託は受けていない。公共団体が金額を決めてそれを受託するのであれば構わないが、業をなして営利を目的として受注するとなると事務所登録していなければならないという見解だった。
→居谷専務 反復・継続して行うことを業とするとして
いるため、1回のみであれば業として捉えないという考え方もできる。
- ・山崎委員 事務手続の委託を働きかけてはいない。
- ・石井委員 法的に事務所登録をしていないと受託できないのか。
→居谷専務 調査業務は建築士の独占業務ではないが、建築士が業として行う場合は事務所登録をしなくてはならない。ただし、調査受託する組織が事務所登録していないといけないうかは、解釈がいろいろとある。
- ・寺前委員 日事連で見解がまとめられるのであれば、まとめしてほしい。
- ・坂本委員 島根県は、受付・調査とも県の外郭団体が安価で受けているため参入は難しい。
- ・内田委員 入札に応じられるよう、土会と共に事務所登録への道を模索している。

- ・堂田副会長 富山県では建築住宅センターが調査基準、調査方法、成果品を統一し、また二重チェックするという
ことで、特命で受託している。少し論点をずらして、業としてではなく客観的な立場で受託するのが良いのではないか。

4. 他団体との講習の協力開催等の実施状況について

○事務局から「設計図書の電子的作成・保存の実務講習会」の実施状況について以下のとおり報告した。(資料4)

- ・3月に中止になっている単位会は、次年度の日程を再設定して実施していく予定である。

5. 令和元年度教育・情報に関する事業報告について

○事務局から令和元年度の事業報告について説明し、確認した。(資料5)

6. その他

○石井委員から東海北陸ブロック協議会で教育・情報委員会関連の意見について、次のとおり紹介があった。

- ・法定講習について、①民間と建築教育センターの講習内容が異なるのはなぜか。受講してみたところ、民間の方が簡単だった。

→内容は一定レベルで統一されているはずだが、教材の作成は各登録講習機関で行っているため、多少の違いはあるだろう。(事務局)

②建築士全員ではなく、所属建築士だけに受講義務があることに不公平感がある。

→居谷専務 事務所の所属建築士は年次報告で把握できるが、その他の建築士については把握できないため、義務付けしても履行できない問題がある。

→庄司委員長 建設業CPDでは追跡できないか。

→居谷専務 CPDは任意登録のため、性格が異なり難しい。現在、日事連で継続議論している委員会はない。

③3年の受講期間を5年にしてほしい。

→居谷専務 以前の士法改正の際に、設計三会の要望としてまとめていたが、講習の実施主体である建築士会の反対があり、そのままになっている。

- ④士会と一緒に運営してはどうか。
→すみわけは各都道府県の単位士会に任せているため、一緒に運営しても構わない。(事務局)
- ・管理研修会について、①テキストを充実させてほしい。
→現在、テキストの改訂時期であるため、具体的に指摘していただき、事務局まで声を届けていただきたい。(事務局)
- ②知事指定だけでは集客できないため、義務付けをお願いしたい。
- 坂本委員から、コロナの状況で建築士試験がどうなるか、聞いていることがあれば教えてほしい、何か要望をした方がよいか質問があった。
- 居谷専務 国交省でも悩んでいる。5月の国家公務員試験を踏まえてどう考えるか、という状況のよう。その他、法定講習は年度内にクリアできればよい。既存講習は期限を延伸するか、年度後半になっても実施できない場合はWebや在宅学習の提案もある。適合講習も同様。

■第35回構造技術専門委員会議事概要

日 時	令和2年6月12日(金)
	14:00~16:30
場 所	日事連会議室
出席者	委員 長 西邦弘
	副委員長 鈴木正英
	委 員 佐々木雄河、仲山雅一、佐藤博昭、 山浦晋弘
	事 務 局 居谷、千浜、吉田、岡本
欠席者	委 員 喜々津仁密

【配付資料】

第34回 構造技術専門委員会議事概要

- 資料1-1 構造関係規定のあり方に関する検討会に寄せられた各団体からの主な提案と提案への対応
- 資料1-2 構造関係規定のあり方に関する検討会の各W

Gの主な論点及び来年度の作業イメージ

- 資料1-3 建築関係規定のあり方に関する検討会 第2回 議事要旨(案)
- 資料1-4 第3回 構造関係規定のあり方に関する検討会 意見照会に対する日事連回答
- 資料2 2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書への意見回答送り
- 資料3 構造技術についての基本知識の情報提供(後編) 佐藤委員修正案
- 資料4 2015年 構造設計Q&A集に対する質疑対応内容
- 参考資料 構造技術についての基本知識の情報提供(後編) 佐々木委員意見資料
- 追加資料1 2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書の意見回答該当部分資料
- 追加資料2 構造技術についての基本知識の情報提供(前編)

議 事

1. 構造関係規定のあり方に関する検討会の報告

○資料1-1~1-4より、構造関係規定のあり方に関する検討会の状況について、西委員長より報告がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・委員には既にメールにて資料を配布済みで、資料1-4のとおり、意見照会に対する日事連の意見は提出済み。本日は、提出した資料1-4の意見内容を確認頂きたい。
- ・検討会事務局からの、日事連が提出した意見内容に対する明確な回答は、まだない。
- ・第4回の検討会は新型コロナウイルスの影響により開催されていない。

2. 建築物の構造関係技術基準解説書2020年版編集委員会の報告

○資料2及び追加資料1により、2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書への意見回答内容について、山浦委員より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・既存杭撤去後の地盤の緩みに関する記述がないため、設計者が判断するものとして項目を追記してはどうか。

・液状化に対して、何を具体的に検討するかを、もう少し詳しく記載いただきたい。

○協議内容

・意見回答資料と本日の内容を基に、来週6月19日(金)の建築物の構造関係技術基準解説書2020年版編集委員会(Web会議)にて、西委員長より報告を行う。

・P.433 35行目の「ただし、液状化のおそれがあっても、確実に液状化するとは限らないので、くい引抜き抵抗力を考慮する場合には注意が必要」という記述について、そもそも液状化しなければ、杭の引き抜き抵抗力は大きくなるので、記載が逆ではないか。正しくは「液状化のおそれが無い場合でも、確実に液状化しないとは限らないので、くい引抜き抵抗力を考慮する場合には注意が必要」となるのではないか。

→どの検討に注意するのか、不明確。

→そもそも、意味が読み取れないので、文章を正す必要がある。

3. 構造技術についての基本知識の情報提供(後編)について

○資料3により、構造技術についての基本知識の情報提供(後編)について、佐藤委員にて作成した修正資料を基に協議がなされた。主な内容は以下の通り。

・佐々木委員から頂いた指摘内容を基に修正したのが資料3。

・P.2、P.3の着色された耐力壁位置図について、現状は部屋ごとに着色されているが、中心線まで着色する必要がある。

・P.3の下から3行目に記載されている「2階の壁量計算で使用する」は、正確には「1階の壁量計算で使用する」ではないか。

・図1及び図2に1階の図面であることを明記する必要があるのではないか。

→2階プラン及び1階耐力壁位置図に加えて、1階のプランも示す必要がある。

→2階の耐力壁位置図についても、計算上不要だが、掲載する必要がある。

・図1の耐力壁位置図のY5通りの耐力壁に、「図ではBゾーンの

～不足しているため、配置した例である。」というような説明文が必要。

・P.4図3の断面パースに記載されている「丘立ち柱を受ける梁」という文言について、文字を大きくし、「※」印を付けて、該当文にも「※」を付けて、関係性を明確化したほうがよいのではないか。また、図4にも同じ「※」を記載する必要がある。

・P.4の4行目に記載されている「2階床面のせん断力」について、図のどの部分に対応しているか、明確にした方がよい。

・P.4の4行目は「屋根構成の仕様上」と記載があるが、「下屋の屋根構成の仕様上」と、どこの屋根かも明確にした方がよい。

・P.4の下から6行目の「参考になると思います。」ではなく「参考にしてください。」とした方がよい。

・P.4の下から4行目の「居室となることが多いと思われます。」は「居室となることが多くなります。」とした方がよい。

・図にはXY方向を明示した方がよい。

・P.5の1行目について、「天窓部分が吹き抜け状態」という記載は、「屋根に天窓を設けることが、2階床に例えると吹き抜け状態になること(高窓も同様)から」のような文章とした方がよい。

・「高い根太を落とし込みとした工法にすると良いかもしれません」のような工法に関する記載は、今回の記事の主旨を考えると、不要ではないか。

・P.5の下から4行目の「Y4通り」は「高窓の」とした方がよい。

・高窓の開口寸法について、都度、構造設計者への相談は必要か。
→「高窓のスペンが長いときは、梁成があまり確保できないので、注意が必要です。」程度の記載としておいた方がよいのではないか。

・P.6の下から5行目に記載されている「必要壁量を算定する際に用いる階の床面積に乗ずる数値は」という記載があるが、吹き抜けやオーバーハングなどがある場合は、建築基準法上の取扱いと異なるため、床面積の取扱いには留意する必要があることの記載も必要ではないか。

・P.6の(1)5行目の「施行令46条」は明確化するために「建

築基準法施行令第46条」と記載した方がよいのではないか。

→P. 1の「建築基準法令」という文言も修正が必要ではないか。

→該当告示等も確認し、修正が必要。

・図にXY方向記載した際、P. 7の10行目に記載されている「Y4-Y6間の床の長さが足りない」は「Y4-Y6間のX方向の床の長さが足りない」とした方が、よりわかりやすいのではないか。

・P. 7の12行目にて示されている改善提案について、耐力壁を加えた簡単な図等も掲載した方がよいのではないか。

・P. 2とP. 7の改善案については、どちらを使用しても良い旨も、記載した方がよいのではないか。

・P. 7の11行目に記載されている「0.847」という数字は「0.857」が正。

4. その他

○資料4により、2015年 構造設計Q&A集に対する質疑対応内容について、概要の説明を事務局より、回答内容を鈴木副委員長より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・福岡県の2015年 構造設計Q&A集の購入者より、質問が寄せられた。

・寄せられた質問内容について、東京会にて回答を作成し、資料4のように赤字にて回答を示した。

○協議内容

・この回答は、既に質問者には送付済みなのか。

→すでに送付済み。

・2015年 構造設計Q&A集について、現在は第何版か。

→現在は第2版となっている。

今後のスケジュール

・会誌原稿作成スケジュールは、7月1日(水)に佐藤委員より、修正案を委員へ配布。その後、7月15日(水)に佐々木委員より、意見を日事連へ送付。事務局は、佐々木委員から頂いた意見内容で原稿を調整し、入稿。

■第51回建賠保険等調査専門委員会議事概要 (Web会議)

日 時 令和2年5月25日(月)

15:00~17:00

場 所 日事連会議室(事務局、日事連サービス)

自事務所(白井委員長、加藤委員、古谷委員、
東京海上日動)

出席者 委員長 白井 勇

委員 加藤義道、古谷雄一

オブザーバー 辻 哲朗、中川孝昭

(日事連サービス)

野口紘一、高橋将文、山下卓郎

(東京海上日動)

事務局 居谷、前田、千浜、岡本、吉田

欠席者 副委員長 栗田政明、委員 鳴海義一

オブザーバー 伊藤剛(日事連サービス)

<配付資料>

- ・第50回建賠保険等調査専門委員会議事概要
- ・資料1-1 建賠保険の加入状況及び弁護士相談利用実績について
- ・資料1-2 インспекション賠償責任保険加入状況について
- ・資料2 建賠保険の支払事例について
- ・資料3 日事連・建築士事務所賠償責任保険2021年度に向けたご提案

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入状況について

○資料1-1~1-2により、日事連サービス・辻氏から令和2年1月~4月末の建賠保険の加入状況、インспекション賠償責任保険の加入状況について報告がなされた。主な内容は以下の通り。

【建賠保険の加入状況について】

・建賠保険の3月末の加入者数が4月1日のスタート時のデータとなる。

・会員全体では4,398件となり、加入率は30%となった。

前年同月比では92件の増加であった。

増加要因としては、会誌の1,2月号に建賠保険のチラシを同

封して送付したことなどが功を奏したものと思われる。

- ・毎年5月になると、ここから解約、口座引き落としができなかった者などが減ることとなる。
- ・非会員については、3月末で3,012件、前年比1件の増であった。非会員の減少については、廃業かどうかの分析がもう少し必要。

【Web募集について】

- ・今回、Webでの申し込みは、75%であった。Web化はまづまづはかられたものと考えられる。

【弁護士相談サービス】

- ・2019年度のこれまでの利用件数10件。守秘義務があり具体的な中身については資料として記載できないが、施主とのトラブル、業者とのトラブルなどの相談が寄せられた。もう少しサービスを拡充して相談件数を増やすように検討したい。

【インスペクション賠償責任保険について】

- ・4月末現在で23件の更新にとどまっている。4件は解約。資料1-2の加入分析によると保険料ベースの分析では調査実施件数が多い事務所が増えている状況である。

議題2. 建賠保険の支払事例について

資料2により、東京海上日動・野口氏から令和2年1月～4月末の支払い事例11件について、報告がなされた。4件は同事故。概要は以下の通り。

No. 1646・・・壁体内で結露事故が発生。下地材や仕上げ材が損傷。

No. 1516・・・電気設備の機能不發揮事故。トランスの容量不足。

No. 1639・・・1F床コンクリートスラブに変形、反り返りが発生。

No. 1711・・・雨水排水設備の機能不發揮事故。

No. 1788・・・換気設備の機能不發揮事故。

No. 1633・・・空調設備の機能不發揮事故。湿度の調整ができない。

No. 1636・・・外壁塗装および装飾モールディングの破損。

No. 1778・・・危険物の規制に関する法令基準の未達。

○以下、質疑応答内容

【No. 1646】

- ・検査室はどれくらいの広さか。
→データは出ていないがそれほど広くはない。
- ・施工側の責任はないのか。空気が抜けるような施工をすればよかったのでは。
→そのあたりを差配するのが設計者の役目。
- ・与条件がどこまでわかっていたか。20℃はかなり低温。結露した部分はどこか。
→まず内部が結露、それが壁に浮き出て発覚した。
- ・結露の事故は多い。毎回必ず1～2件ある。ただし、滅失・破損に至らなければ対象外。

【No. 1516】

- ・5農場が別々の契約であったため、5件の事故となった。同じような容量不足があった。
- ・4事故で支払金額が1,000万円超となったため、期間中の支払い限度額となり支払金額1,000万円でクローズした。
- ・電気設計となるが外注はしたのか。
→外注はしていない。
- ・同時に設計をしたのか。
→ほぼ同時に設計をした。契約だけ別に行った。
- ・2か年にわたって申請をすれば支払限度額を超えなかったのか。
→そのような分け方が妥当であれば。
- ・何を基準にして1年としているのか。
→1年間の保険契約の中でということになる。

【No. 1639】

- ・判断できる構造設計者はいなかったのか。施工者もこのようなことがあることを知っているのでは。施工者にも責任がある。
- ・補修工事は何を行なったのか。
→隙間にモルタルを注入した。
- ・増し打ちコンクリートは無筋？
→配筋していない。
- ・施工者が先にスラブを打ってしまっただけで増し打ちすればよいという施工にしたのではないか。

・構造図でみれば後打コンクリートとスラブは一体となっている。
変更するよう指示を与えたところが微妙。

【No. 1711】

- ・設備設計は外部の設計者が行ったのか。
→外注で行っている。設備設計ができていない。
- ・開発許可は別事務所が行ったのか。貯留槽は開発計画に入っているのではないのか。
→開発許可は外注。
- ・開発に係る部分は建賠保険の対象となるのか。
→基本的には対象外。設計図書にも間違いがあったという認識である。
- ・請求内容に開発に係る貯留槽は入っているのか。
→入っていない。

【No. 1788】

- ・請求の見積の査定は行っているのか。
→専門家の意見を聞きながら提出された見積を精査して損害を決定している。

【No. 1633】

- ・ドライ機能付きのエアコンにすべきところを空調施工業者に申し送りをするのを失念した。空調施工業者が損害額のかかりの部分を負担した。
- ・設計図書には仕様は記載されていなかったのか。
→記載されていなかった。
- ・設計者は設備設計を行ったのか。
→外注した。

【No. 1778】

- ・軒高を下げて対応したのか。
→軒高を下げた。
- ・縮小填補とは何か。
→法令基準未達の場合には80%の縮小填補がかかり、支払額が縮小される。
- ・責任割合が70%とあるが、30%の責任は消防署なのか。
→理論上のこと。対策費は被保険者が全額支払っている。

○全体について

・4か月で2,600万円ほどの保険金支払いがかなりの額。気を付けていかないといけない。

議題3. 日事連・建築士事務所賠償責任保険 2021年度に向けて

○資料3により東京海上・山下氏より2021年度に向けた建賠保険の改定案について説明された。主な内容は以下の通り。

- ・建賠保険の改定案としては、対物事故の範囲拡大、サイバーリスク補償の新設、弁護士相談サービスの拡充などを考えている。また将来に向けた検討事項としては、民法改正による制度への影響などを検討していきたいと考えている。内容は以下の通り。

* 対物事故の範囲拡大

同一敷地内で保険対象事故と同一原因で発生した対物事故についても補償対象に加える。

* サイバーリスク補償の新設（拡充）

原因調査費やデータ復旧費用も対象とする（加入希望者のみ）。

* 弁護士相談サービスの拡充

会員の魅力につながるサービスとするよう検討（回数制限変更や相談内容など）。

* 民法改正による制度への影響

今後民法改正に基づいた事故事例・判例などを注視。建賠保険への影響、新たな補償の必要性などを多角的に検討。

* 英文P I 保険の検討

海外の設計業務を対象とした英文P I 保険を検討。建賠保険とは別保険として契約する。

○以下、質疑内容

- ・対物事故の範囲拡大の事故事例の例がわかりにくい。もう少しわかりやすく示してほしい。
- ・対物事故の事例②は結構事故が起きていた。
- ・事故審査委員会の時に、設計者がかわる1Fでは補償されないという事例があり、支払い対象が広がるとよいという意見が出され、それを受けた改定案と思われる。
- ・設備の事故が多い。自覚してもらうような工夫はできないか。
→設備業者に求償するなど。
- ・昨年、廃業特約を新たな補償としたときには、8月、9月まで

に方向性を決めていた。次回の委員会時にはもう少し具体的に示してほしい。

- ・PI保険は会員の中に海外の仕事をしている人も多いと思うので興味を持つ人は多いのでは。進めてほしい。

■第17回既存住宅状況調査専門委員会議事概要 (Web会議)

日時 令和2年6月3日(水)
10:00~11:15

場所 日事連会議室(事務局)

出席者 委員長 栗田政明
委員 須田正美、安藤欽也、渡辺猛、樋上雅博、
辻裕樹
事務局 居谷、千浜、野出、岡本、吉田

欠席者 委員 戸井田秀明、増田務

【配付資料】

第16回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

- 資料1 令和元年度 既存住宅状況調査技術者講習
受講者数一覧
- 資料2-1 既存住宅状況調査技術者講習における新型コ
ロナウイルス感染症への対応について(第3報)
- 資料2-2 既存住宅状況調査技術者講習実施の多様化につ
いて
- 資料2-3 令和2年度 新規講習会場一覧表
- 資料2-4 令和2年度 更新講習会場一覧表
- 資料3 令和元年度講習で寄せられた質問を反映した
Q&A

議事

1. 令和元年度の講習実施状況について

○資料1により、令和元年度既存住宅状況調査技術者講習の受講者数について、事務局より説明がなされた。講習修了者が428名であったので、日事連の合計登録者数は5,145名となった。

2. 令和2年度の講習対応について

○資料2-1及び2-2により、既存住宅状況調査技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・これまで4月及び5月の講習実施を控えるように要請されていたが、令和2年5月21日付で、国交省より6月の既存住宅状況調査技術者講習の実施についても控えること等が要請された。
- ・通知が届くのが、前月の下旬と、直前となってしまっている。
- ・既存住宅状況調査技術者講習の実施方法の多様化ということで、オンライン形式による講習の実施が認められることとなった。実施方法については、事前に国交省担当者との相談が必要。
- ・オンライン形式実施方法については、「本人確認に関して十分な不正防止措置がとられ、修了考査について、必要な知識及び技術が習得したかどうかを判定するための工夫が適切に行われていること」ということが前提条件とされているが、具体的方法については示されていない。
- ・オンライン形式の講習は、基準が満たされていれば、来年度以降も実施可能。
- ・日事連の対応として、「今年度分の講習が実施できなかった場合の対応」と「来年度以降も見据えたオンライン形式の講習の導入について」の2点について検討が必要。
- ・他団体がオンライン形式の講習を実施する可能性があるため、ある程度の検討が必要。しかし、オンライン形式の講習はシステムのコストが高い上に、ほとんどが直轄での管理となってしまいう可能性が高いため、講習料の配分等、運営形態についても検討が必要となる。

○協議事項

- ・オンライン形式の講習を実施する等の決定は、講習日程の何日前に決める必要があるのか。
→日事連で決める必要がある。
- ・日事連が実施できなくとも、オンライン形式の講習が定着してしまう恐れがあるのではないか。
→他会では、既にオンライン形式の講習を実施する方向で検討

が行われている。

- ・オンライン形式の講習は、日事連においても、新規講習での実施で効果が見込める。
 - ・オンライン形式の講習を実施した場合、経費が増え、講習料の配分が変更となる可能性があるということであったが、一度システムを導入すれば、来年度以降の経費は少なくて済むのか。
→導入費よりも、維持費の方がかかるため、来年度以降も経費は変わらない。
→単位会での講習実施に対する士気が下がってしまうことが懸念される。
→オンライン形式の講習を導入しない場合、他会に受講者が流れてしまう危険性がある。
 - ・講習の実施方法について、今年度は作成したDVDを使用することだったが、DVDを使用した場合は、オンライン形式の講習を実施したとしても、質は担保されるのではないか。
→講習内容自体に問題は無いが、本人確認方法が課題として挙げられる。
 - ・世の中がオンライン化の流れであり、日事連としても、オンライン形式の講習へ移行できるようにしておいた方がよいのではないか。
 - ・国交省の指針について、前月の下旬に通知されるということだったが、ブロックごとの講習の実施などは、日事連にて判断することはできないのか。
→国交省より、地域等を指定せずに控えるように通知が出されており、団体ごとの判断についても記載がないため、現状難しい。今後、国交省に要望していきたい。
 - ・試験についても、Web上で実施することでよいのではないのか。
 - ・オンライン形式の講習を受講できない受講者への救済措置についても検討が必要ではないか。
→単位会に来会してもらい、単位会のパソコンで受講してもらうなどで、対応可能ではないか。
- 資料2-3及び資料2-4により、令和2年度の既存住宅状況調査技術者講習の実施予定会場について、事務局より説明がな

された。会場は日々更新されているため、最新の講習予定会場については、HPを参照。

3. その他

- 資料3により、令和元年度講習で寄せられた質問を反映した既存住宅状況調査技術者Q&Aについて、事務局より説明がなされた。テキスト更新により不要となった情報は削除とし、青字にて明示。追加したQ&Aについては、赤字にて明示されている。
- 協議内容
 - ・Q2-12の質疑に対する回答の1段目について、「既存住宅状況調査基準には～」は、「既存住宅状況調査基準は」に修正。
 - ・Q2-17の質疑に対する回答内の「その通りです。」という言葉は、誤解を招くため削除。

■第1回日事連建築賞選考委員会議事概要

日時 令和2年6月8日(月) 13:00～17:00

場所 日事連会議室

出席者 委員長 富永譲
委員 網野禎昭、作山康、陶器二三雄、中谷正人、
横須賀満夫
特別出席 佐々木宏幸会長
事務局 居谷、前田、鈴木、三浦、永井

欠席者 委員 淡野博久(代理 田伏翔一)

{配付資料}

資料1 日事連建築賞選考委員会委員名簿

資料2 日事連建築賞募集要項

資料3 単位会応募状況と第1次審査作品数

資料4 単位会第1次審査概要

資料5-1 応募申込一覧表(申込書及び作品説明書)

[一般建築部門]

資料5-1 応募申込一覧表(申込書及び作品説明書)

[小規模建築部門]

資料6 令和2年度日事連建築賞のスケジュールと審査方法につ

いて

参考 昨年度の審査報告・受賞作品

(会誌「日事連」2019年10月号)

佐々木会長および富永委員長からの挨拶の後、資料1の順に委員の自己紹介を行った。

<議事>

(1) 募集要項について

事務局から、資料2により本年度の募集要項について説明がなされ確認した。

(2) 今年度の応募状況について

事務局から、資料3により本年度の応募作品の報告がなされた。

○1次審査応募作品数

26単位会、152作品 内訳 一般建築部門63作品、
小規模建築部門89作品

○2次審査応募作品数

26単位会、50作品 内訳 一般建築部門20作品、
小規模建築部門30作品

○会員外事務所の応募状況 10作品

(3) 国土交通大臣賞、日事連会長賞、優秀賞及び奨励賞の各賞候補作品の選考

書類審査後、優秀賞候補等作品を各委員から記名方式により、一般・小規模建築部門に投票を行った。

意見交換の後に、検討の結果、一般建築部門5作品、小規模建築部門5作品について現地審査対象作品とすることとした。

(4) 令和2年度日事連建築賞のスケジュールと審査方法について

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、今後のスケジュールを現地審査やその他の審査方法について協議した。

事務局から、表彰については福井大会が延期・中止となったため、今後の感染状況にもよるが12月上旬の表彰を目安に例年より2か月程度スケジュールが遅らせることが可能となっている旨の説明がなされた。

協議の結果、選考するにあたり現地審査は重要であるため、

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みながら実施することとなった。

事務局より6月下旬を目安に現地審査の日程調整表を委員に送り、8月から10月中旬までをめどに現地審査日程の調整を行い、その中で第2回日事連建築賞選考委員会の開催日を決定することとした。

■第7回法制度対応特別委員会議事概要 (Web会議)

日時 令和2年5月19日(水) 10:00~12:00

場所 日事連会議室(児玉委員長、白井委員、事務局)

委員事務所等(宮原委員、黒木委員、戸田委員)

所属単位会事務局(西川委員)

出席者 委員長 児玉耕二

委員 宮原浩輔、黒木正郎、白井勇、西川英治、
戸田和孝

事務局 居谷、前田、吉田、永井

欠席者 委員 栗原信幸

議事

委員長より、議題1から3については報告事項として、さらに議題4については前回から引き続き、議論を行いたいとの発言があった。さらに、新型コロナウイルスに関する法制度関連で様々な要望等が発生していると思うが、それらについても意見等をいただきたいとの発言があった。

(1) 畜舎の検討 中間報告

事務局より、資料1によって次の説明がなされた。

・第3回委員会にて、中間報告として全体の方向性が取りまとめられた。

・中間取りまとめ(案)については、各委員の合意が取れたところである。

・今後は建築基準法による従来の基準、新制度におけるA基準及びB基準の3つの基準の中から選択することとなる。

委員等より、以下の発言がなされた。

・A基準及びB基準の具体的な違いは何か。

一構造基準に関して、A基準は建築基準法による基準を緩

和し、B基準はそれをさらに緩和している。

- ・ J I S部材でない部材については、新基準で別に基準を作るといふことか。

—そのとおりである。

(2) I Tによる重要事項説明の開始

事務局より、資料2によって次の説明がなされた。

- ・ I Tによる重要事項説明は、5月1日より実施されている。
- ・ 重要事項説明の実施方法の緩和について、住宅メーカー等から国土交通省に要望がなされ、社会実験として行うことを認められた。
- ・ 当面の暫定措置として行われ、いつまで行うか等については改めて通知される。
- ・ 制度化の方向としては、社会実験の結果を見て改めて検討される。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・ 問題点等の声はあがっているのか。
—実施前は対面以外で行うことはできないか、といった要望等があった。
- ・ 来年4月施行の改正省エネ法においても同様に実施されるのか。
—现阶段ではわからない。あくまでも重要事項説明についてのものであり、省エネ法は設計後に建築士から建築主に対して、結果等について書面を交付して説明することとなっている。見直されるかもしれない。
- ・ 省エネ法においてもメールやFAXで行えるようにしてほしい。これからテキスト作成や説明会を開催していくため、要望を出してほしい。
- ・ 社会実験の結果を見ながら今後の情勢が動くこととなる。
- ・ I Tによる重要事項説明をした際、建築士から重要事項説明を受けたという証拠を書面でもらいたい。
- ・ 重要事項説明は契約をするかどうかの判断を行うためのものであり、当該説明後に内容が変わっていれば契約書に記

載することが必要となるので、トラブルにはならないであろう。

(3) 意匠登録出願「葛屋書店」について意見交換

委員長より、資料3によって次の説明がなされた。これまで意匠法について議論してきたが、意匠登録の出願があった「葛屋書店」の案件について意見交換したい。

委員等より、以下の発言がなされた。

- ・ 審査担当者の中に建築の専門家はいるか。
—これまでの特許庁による説明の中で、外部の建築専門家はいないということである。建築学科を卒業した者がいる程度と聞いている。
- ・ 特許庁の担当者に説明をお願いすることも検討したい。
- ・ どの部分が意匠登録されているかがポイントである。
- ・ どの部分が意匠登録され制限を受けていくかについては、現時点では判断できない。詳しい分析をしなければ見えてこないのが現状である。
- ・ 特許庁に本意匠登録について説明が可能か問い合わせたい。
- ・ 建築意匠の専門家が実態の審査に加わる必要がある。
—特許庁にこれまでも建築の専門家を加えるべきであると要望はしているが、結論として建築の専門家は入っていない。今後も特許庁から説明してもらおうと共に、要望を出していきたい。

(4) 業法に向けた課題の検討方針について

委員長より、次の説明がなされた。

- ・ これまでの議論を踏まえ次の3つのポイントをまとめたが、各委員の意見を伺いたい。
 - ①管理研修会の受講義務化推進
 - ②開設者の責務と講習内容の検討
 - ③建築士事務所全員加入の検討
- 委員等より、以下の発言がなされた。
- ・ 管理研修会の受講義務化については、事務所協会として強く要望していくべきである。
 - ・ 規制の強化には立法事実の有無が問われ、近年、建築業界

に関わる社会的に看過できない問題が生じている中で、建築士事務所に対する行政による管理の厳格化が必要と判断されれば、団体を通じた建築士事務所の管理が正当化される。諸問題の発生は法規制が有名無実化していることを示しており、そのことと業界団体を通じて建築士事務所を管理する行為が直接結びつくのか、という視点で考える必要がある。

事務所協会に強制加入とすることによって、業としての建築行為を行政の統制下に置くことができ、事務所と建築士の違いを明確にすることができる。建築士事務所の場合、ITによる重要事項説明の開始といった朝令暮改が可能な基準があり、すべての建築士事務所にまでその基準を浸透させる必要があると判断されれば、団体を通じた行政的なコントロールが必要、という論理になる。昨今の様々な事件のように、社会が本来求めている水準に追いついていないことが多く発生すれば、行政行為の一部分を業界団体が担う必要がある、と論理化できるだろう。建築士自身と事務所協会に加入していることを切り分けて考えられるどうかである。

- ・事務所協会が業の適正化にどれだけ力を発揮できるか次第である。事務所への立ち入り検査は国交省が行っているが、過去の委員会においては当該検査を事務所協会にて行うことを提案している。事務所協会が建築業界の品質確保上、機能していることが認められれば、強制加入について説得力を持つ。
- ・強制加入議論の要件として、まずは入会率30%とされていたが、この10年間増加していないという現実もある。
- ・管理研修会の受講義務化推進に関して、資格者全員の受講義務が必要という意見が多い。開設者の責務に関しては、レオパレスや大和ハウス等の問題においては開設者責任が問われていない。建築基準法に基づいた行為を行っていないのであれば、開設者責務が大きいはずだが法律的な処分が何もないことが一番の欠点である。開設者は有資格者であるべきである。

- ・事務所協会への強制加入は現実的に難しいため、すべての建築士への定期講習受講義務化と開設者管理建築士の受講義務化の2つが必要である。その裏付けとして、これまでに起こった建築業界の問題点の分析を行い、設計のみならず監理の重要性を前面に出すことにより、受講義務化を進めるべきである。

以上の各委員の意見等を踏まえ、委員長より、①管理研修会の受講義務化推進 ②開設者の責務と講習内容の検討を進めていく、との発言がなされた。

宮原委員より、資料4-3によって次の説明がなされた後、委員等より以下の発言がなされた。

- ・昭和60年の技術的助言は都道府県が公表している処分基準をほとんど反映していない。事務所の監督処分基準を公表している都道府県はいくつもあるが、ほとんどが管理建築士の処分が事務所の処分に連動している。設計責任者が管理建築士として違法図面に押印していれば、連動して処分されている。一方で、管理建築士が押印していなければ連動した処分にはならない。
- ・東京都の処分基準は公表されていないが、実態として連動した処分がなされていない印象を受けていた。
一管理建築士が担当建築士として処分されていないからであろう。
- ・実態として都道府県の処分基準が明文化されたものは変わっていないという状況であろう。
- ・これまで曖昧な部分が多かったが、管理建築士の権限が強化されているまさにその途中である。

最後に、委員長より、新型コロナウイルス感染症問題が契機となり何か検討が必要なトピックが出てくれれば適宜議論していきたいとの発言がなされた。

(配付資料)

- 資料1 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討会
- 資料2 ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について
- 資料3 日経アーキテクチャ4.23号(意匠登録出願記事)

- 資料4-1 令和2年度建築士定期講習テキスト抜粋
- 資料4-2 令和元年12月20日付一級建築士の懲戒処分について
- 資料4-3 【委員限り】宮原委員提供資料

■主な行事予定

令和2年

7月21日 日事政研役員会 (Web会議)
通常理事会 (Web会議)

30日 省エネルギー講習会テキスト作成サブ
WG (Web会議)

令和2年6月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和2年6月1日～6月30日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,595事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 1	1,018	4,364	23.3%	+ 1	269	26.4%
青 森		171	941	18.2%		44	25.7%
岩 手		259	904	28.7%		67	25.9%
宮 城		350	1,973	17.7%		76	21.7%
秋 田	- 1	145	1,055	13.7%	+ 1	46	31.7%
山 形		181	1,161	15.6%		56	30.9%
福 島		233	1,584	14.7%	+ 1	64	27.5%
茨 城		468	1,975	23.7%	+ 1	158	33.8%
栃 木		167	1,358	12.3%		78	46.7%
群 馬	- 1	195	1,698	11.5%	+ 1	92	47.2%
埼 玉	+ 2	475	4,786	9.9%	+ 1	128	26.9%
千 葉	- 2	360	3,409	10.6%		113	31.4%
東 京	- 2	1,608	14,734	10.9%	+ 3	582	36.2%
神奈川	- 3	742	6,036	12.3%	+ 1	210	28.3%
新 潟		310	2,267	13.7%		132	42.6%
長 野		401	2,104	19.1%		113	28.2%
山 梨		110	843	13.0%		12	10.9%
富 山		309	1,198	25.8%		64	20.7%
石 川		306	1,287	23.8%	+ 1	60	19.6%
福 井		220	977	22.5%	+ 1	54	24.5%
静 岡	+ 1	410	3,104	13.2%		125	30.5%
愛 知		542	5,086	10.7%		139	25.6%
三 重		193	1,235	15.6%		64	33.2%
滋 賀		185	1,149	16.1%		38	20.5%
京 都		365	2,061	17.7%		102	27.9%
大 阪	- 7	813	6,420	12.7%	+ 1	216	26.6%
兵 庫		368	3,551	10.4%		101	27.4%
奈 良	- 2	105	915	11.5%		24	22.9%
和歌山		124	764	16.2%		24	19.4%
鳥 取		118	481	24.5%		48	40.7%
島 根		117	626	18.7%		58	49.6%
岡 山	+ 1	385	1,477	26.1%	+ 1	71	18.4%
広 島	+ 2	351	2,327	15.1%	+ 3	141	40.2%
山 口		107	1,048	10.2%		38	35.5%
徳 島	- 1	108	835	12.9%		14	13.0%
香 川		90	1,080	8.3%		19	21.1%
愛 媛		169	1,129	15.0%	+ 1	44	26.0%
高 知		135	632	21.4%		29	21.5%
福 岡		473	3,689	12.8%	+ 2	164	34.7%
佐 賀	- 1	185	584	31.7%		45	24.3%
長 崎		241	832	29.0%	- 1	41	17.0%
熊 本		228	1,400	16.3%		102	44.7%
大 分	- 2	155	873	17.8%		40	25.8%
宮 崎	- 1	115	1,071	10.7%		48	41.7%
鹿児島		298	1,233	24.2%		88	29.5%
沖 縄	- 2	187	1,297	14.4%		66	35.3%
計	- 20	14,595	99,553	14.7%	+ 19	4,307	29.5%

※建築士事務所登録数(B)は平成31年4月1日時点の数字である。